

「(仮称) 田原中山風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する環境大臣意見

本事業は、渥美風力開発株式会社が、愛知県田原市において、最大で総出力19,200kWの風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の周辺には、多数の住居及び医療機関その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在することから、供用時における騒音及び風車の影による生活環境への影響が懸念される。

また、想定区域及びその周辺は、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく三河湾国定公園の第2種特別地域に指定されており、当該国定公園の利用施設計画に位置づけられた主要な展望地である「西ノ浜海浜の森」、「休暇村伊良湖」等が存在していることから、本事業の実施は、これらの展望地から展望する場合に著しい妨げとなり、眺望景観に対する重大な影響を回避又は十分に低減出来ない可能性が極めて高い。

さらに、想定区域の周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が稼働中であることから、本事業とこれら手続中の風力発電所による累積的な影響が懸念される。

したがって、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の大幅な見直しを行うこと。

(3) 累積的な影響

想定区域の周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が稼働中であることから、これらの風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。このため、

既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集及び他事業者との情報交換等に努め、本事業との累積的な影響について、調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

想定区域及びその周辺には、多数の住居等が存在しており、供用時における騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る影響

想定区域及びその周辺には、多数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

想定区域の周辺は、サシバ等の主要な渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 景観に対する影響

想定区域及びその周辺は、自然公園法に基づく三河湾国定公園の第 2 種特別地

域に指定されている。当該国定公園は渥美・知多半島と湾奥部の海岸景観等を主な理由に指定されており、本事業の実施により、当該国定公園の風致景観の根幹を成す海岸景観への重大な影響が懸念される。また、当該国定公園の利用施設計画に位置づけられた主要な展望地である「西ノ浜海浜の森」、「休暇村伊良湖」等が存在しており、本事業の実施は、これら展望地から展望する場合に著しい妨げとなる可能性が極めて高い。このことから、当該国定公園の指定理由である海岸景観に係るこれらの展望地からの眺望景観に重大な影響を及ぼす範囲を対象事業実施区域から除外すること。

その上で、風力発電設備等の配置等を検討する場合には、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への重大な影響を回避又は十分に低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たって、当該施設の管理者及び関係機関、地域住民並びに関係地方公共団体等の意見を踏まえること。